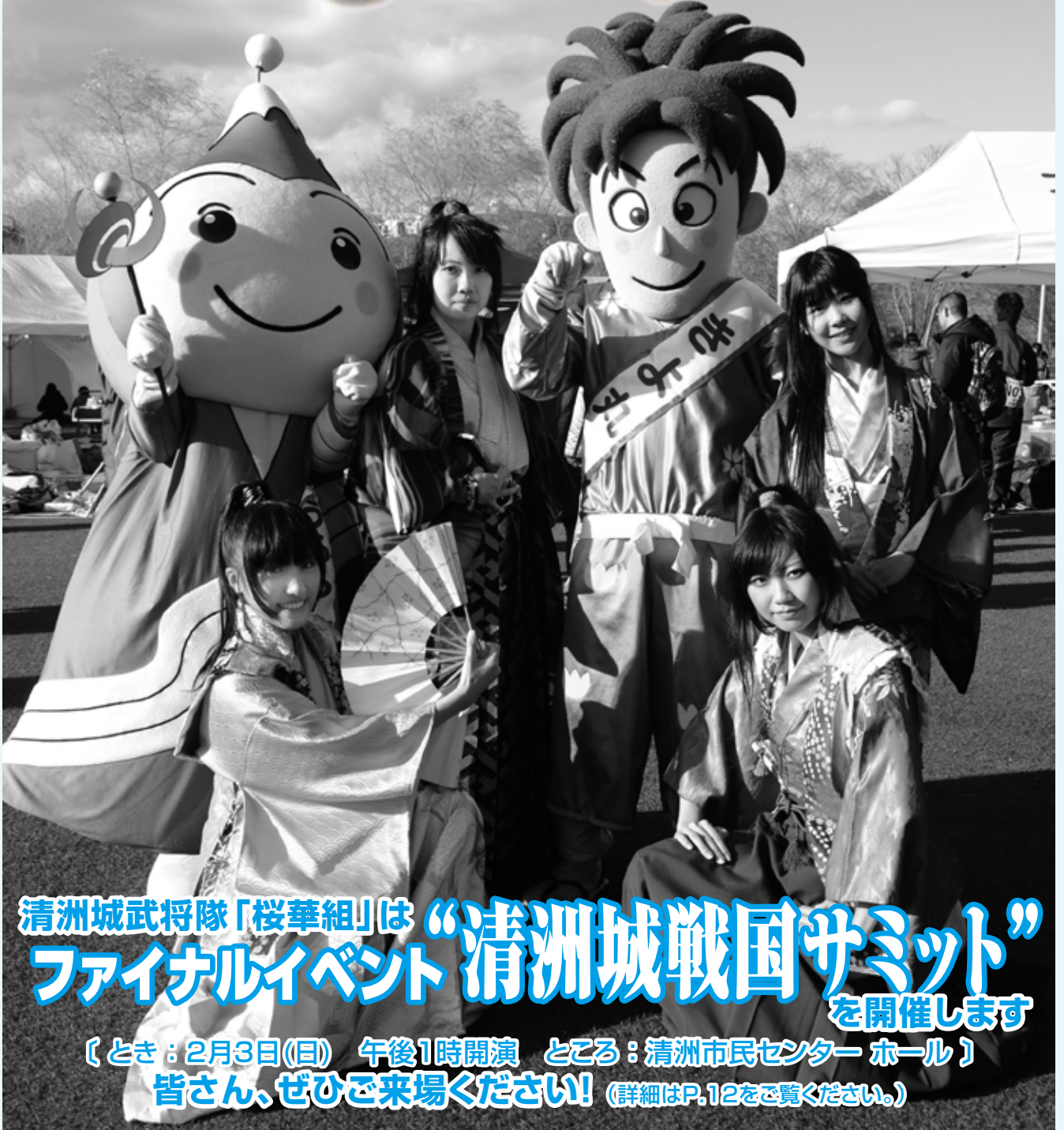




広
報

清須



清洲城武将隊「桜華組」は“清洲城戦国サミット”
ファイナルイベントを開催します

〔とき：2月3日(日) 午後1時開演 ところ：清洲市民センターホール〕
皆さん、ぜひご来場ください! (詳細はP.12をご覧ください。)

《主な内容》

- 確定申告のご案内 2
- 2013年版「清須市暮らしの便利帳」を発行 6
- 平成23年度決算に基づく清須市の
連結財務諸表の概要をお知らせします 8
- 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館からのお知らせ 11
- 春日五条川さくらまつりの
イベント参加者を募集します 25

清須市の人口

総人口 66,067人 (+ 17人)
 男 33,044人 (+ 3人)
 女 33,023人 (+ 14人)
 世帯数 26,453世帯 (+ 1世帯)

※()内は前月比 <平成25年1月1日現在>

2013
2月
No.091

確定申告のご案内

●所得税の申告と納税は

2月18日(月)～3月15日(金)

●個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は

4月1日(月)まで

●住宅借入金等特別控除の申告、青色申告・収支内訳書(事業所得・不動産所得・農業所得)の未完成の方、消費税及び地方消費税の申告及び土地・株式等の譲渡所得相談については、**愛知県産業労働センター(ウインクあいち)6階の申告会場での受付となります。**

愛知県産業労働センター (ウインクあいち)

とき 2月13日(水)～3月15日(金)

【土曜・日曜日を除く。】

午前9時15分～午後5時

ところ 愛知県産業労働センター6階

(名古屋市中村区名駅四丁

目4番38号「下図参照」)

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

※2月24日(日)及び3月3日(日)

に限り、相談・申告書の受付を行います。ただし、相応な混雑が予想されますので、時間に余裕のある方は、なるべく平日にご利用ください。

※なお、お出かけの際は、公共交通機関をご利用ください。



※記載済の申告書は

名古屋西税務署

〒451-8503 名古屋市

西区押切二丁目7番21号

へ提出してください。申告書は郵送でも結構です。

申告相談の日程

●市・県民税

とき 2月14日(木)～3月15日(金)

【土曜・日曜日を除く。】

午前8時30分～正午・

午後1時～5時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

●所得税

とき 2月18日(月)～3月15日(金)

【土曜・日曜日を除く。】

午前8時30分～正午・

午後1時～5時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

※西枇杷島支所・清洲支所・春日支所では、申告期間中、完全に記載された確定申告書、市・県民税申告書を提出する投函箱を設置しています。

《受付印が必要な方》

確定申告書は税務署へ、市・県民税申告書は税務課(本庁舎)へ控えと一緒に提出してください。

確定申告をしなければならない方

●事業・不動産所得などがある方で平成24年中の各種所得金額の合計額が、所得控除(社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・扶養控除など)の合計額より多い方

●給与所得の方で、給与収入が2000万円を超える方

●1か所から給与等の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

●給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方。

公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。

※所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、市・県民税の申告が必要です。

確定申告で所得税の還付を受けられる方

確定申告の必要がない方でも、次のような場合には、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

●雑損控除や医療費控除、寄附金控除を受けられる方

●住宅ローンを利用してマイホーム

確定申告、市・県民税申告(正しい申告と納税を)

清須 2013.2.1

を新築、購入、増改築等をし、平成24年中に入居した方
年の途中で退職し、年末調整をしていない方
● 予定納税を納付したが、廃業などで確定申告が必要なくなった方
※ 申告者本人の預金口座に還付されますので、口座番号を確認のうえ、お出かけください。

確定申告に必要な書類等

- 書面の申告書には必ず押印が必要です。
- 事業所得・不動産所得などのある方は、必要書類(青色申告の方は青色申告決算書等)を添付してください。
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳をお持ちください。介護認定における障害者控除を受ける方は、障害者控除対象者認定書が必要です。
- 給与所得・公的年金等の全ての源泉徴収票を必ずお持ちください。
- 医療費控除を受ける場合は、平成24年中に支払った医療費の領収書(各自で集計したもの)が必要です。
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証が必要です。
- 生命保険料控除・地震保険料控除等を受ける場合は、平成24年中に支払った保険料控除証明書

が必要で
● 住宅借入金等特別控除を受ける場合は、源泉徴収票、家屋・土地の登記事項証明書、工事請負契約書または売買契約書の写し、借入金の年末残高証明書、住民票などが必要です。



市県民税申告のご案内

市県民税の申告が必要な方

- ① 平成25年1月1日現在に市内に住所がある方で、平成24年中に所得(給与所得や退職所得以外)のあった方
 - ② 扶養確認等により「所得証明書」などが必要な方
 - ③ 国民健康保険に加入している方
 - ④ 年金収入から保険料や扶養などの控除を受けられる方
- ※ 所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

確定申告についてのお問合せ

名古屋西税務署

TEL 052-521-8001

市・県民税についてのお問合せ

税務課(本庁舎)

TEL 052-400-2611

インターネットで確定申告

所得税は、納税者自身が所得と税額を自分で正しく申告し、納税する「申告納税制度」を採用しています。

国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自動的に計算され、作成された確定申告書等は印刷して税務署へ提出できます。

『e-Taxで申告してみましょう!』

- 所得税の確定申告を、e-Taxで申告期限内に本人の電子署名と電子証明書を付して申告すると、最高で平成24年分は3,000円の税額控除が受けられます。(ただし、平成19年～23年分のいずれかでこの控除を受けられた方は控除できません。)
 - e-Taxを利用した確定申告では、医療費の領収書や源泉徴収票など、その記載内容を入力して送信することにより、提出・提示を省略することができます。(確定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出・提示を求められることがありますので、保管しておいてください。)
- ※ 本庁舎申告会場では、パソコンの操作等がわからない方でも、補助者が説明を行い、e-Taxによる申告ができるようICカードリーダーを準備したコーナーを設けていますので、ぜひご利用ください。
- e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

● 電子申告に必要なもの

電子証明書が格納された住民基本台帳カード、電子証明書を読み取るためのICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

● 住民基本台帳カードと電子証明書の取得

市民課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所で取得できますが、作成に約30分程度の時間がかかります。確定申告の期間中は、大変込み合いますので早めに取得してください。

● 持参していただくもの

- ・ 本人確認書類2点(運転免許証、旅券等顔写真が付いた公的身分証明書及び健康保険の被保険者証等)、印鑑。
- ・ ICカード運転免許証の場合には、券面表示ソフトウェアを使用して本人確認ができれば本人確認書類は1点で可。
- ・ 写真入りのカードをご希望の場合は、証明用写真が1枚必要。

● 発行手数料

住民基本台帳カード 500円
電子証明書 500円

※ 住民基本台帳カードと電子証明書の取得については、市民課(本庁舎)へお問合せください。



確定申告事前説明会

年金所得のみ又は年金及び給与所得の方の申告説明会

配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等の申告が必要な方を対象に、税理士による申告書の作成指導等を行います。また、この説明会で作成した申告書は、そのまま提出することができます。

2月6日(水) 西枇杷島地区・春日地区

2月7日(木) 新川地区

2月8日(金) 清洲地区

受付時間 午前9時30分～11時・午後1時～4時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室
※当日は、年金の源泉徴収票、給与の源泉徴収票、社会保険料等の領収書、生命保険料等の支払証明書など申告に必要な書類と印鑑をご持参ください。また、医療費控除がある方は、領収書を合計しておいでください。
※確定申告期間中は、非常に込み合いますので、この申告説明会をご利用ください。

住宅借入金等特別控除の説明会

住宅ローン等を利用して、平成24年中に住宅を新築又は購入ある

いは増改築し入居され、一定の要件に当てはまり、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられる方を対象(説明会では譲渡又は贈与に該当しない方を対象としています)に、税理士による説明会を開催します。

とき 2月4日(月)

西枇杷島地区・春日地区

午前9時30分～正午

清洲地区・新川地区

午後1時30分～4時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

※対象となりそうな方には、市役所から詳細を記載した通知を1月中旬に送付しました。通知が届かない方で該当すると思われる方はお問合せください。
問合せ 税務課(本庁舎)

※住宅借入金等説明会では、途中入場はお断りしますので、開始時間までにお越しください。

税理士による無料税務相談

とき 2月18日(月)～28日(木)

【土曜・日曜日を除く。】

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 市役所本庁舎3階大会議室

対象

①前年分の所得金額が300万円以下の方

②消費税課税事業者で、課税売上高が3000万円以下の方

介護保険法により介護認定を受けている方

おむつにかかる費用の医療費控除を前年より引き続き受ける方は、対象となる方の介護保険被保険者証を持参のうえ、高齢福祉課(清洲庁舎、市民課本庁舎)、西枇杷島支所又は春日支所にて証明書の申請をしてください。(ただし、初回の方は、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。)

●要介護認定(要支援者を除く)を受けている65才以上の方は、障害者控除の対象となる場合があります。該当される方は、事前に対象者の介護保険被保険者証と印鑑を持参のうえ、高齢福祉課(清洲庁舎、市民課本庁舎)、西枇杷島支所又は春日支所にて「障害者控除対象者認定書」の申請をしてください。発行には5日程度かかります。

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

●毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。このため、名義変更及び廃車の届出は、できる限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

問合せ

軽自動車検査協会 小牧支所
☎05668・75・3464
<http://www.keikenkyo.or.jp/>

災害時における応援協定を締結



清須市は、今年度市内のスーパーマーケット等と「災害時における食糧及び生活必需品の供給に関する災害協定」を締結しました。

近い将来発生が危惧されている、東海・東南海・南海地震、また風水害などの大規模な災害が発生した場合には、災害応援協定先である次の事業所へ物資の要請を行い、各事業所から供給可能な食糧品や日用品といった物資の供給を受けることができます。

【災害応援協定締結先】

- ヤエックス(株)
- 株ヤマナカ
- 株キシヨップینگセンター 清須店
- 株義津屋清洲店
- 株フィールコーポレーション
- ユニ(株)ピアゴ清洲店
- マックスバリュ中京(株) (順不同)

問合せ 防災行政課(本庁舎)

3月議会定例会の日程

本会議・委員会は気軽に傍聴できます。詳しくは、議会事務局議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。

開会日	会議等
1日(金)	本会議(行政報告 質疑、施政方針、議案提案説明)
5日(火)	本会議(一般質問)
6日(水)	本会議(一般質問)
8日(金)	本会議(施政方針質疑、議案質疑)
11日(月)	文教常任委員会
12日(火)	文教常任委員会
13日(水)	総務常任委員会
14日(木)	総務常任委員会
15日(金)	福祉常任委員会
18日(月)	福祉常任委員会
19日(火)	建設常任委員会
21日(木)	建設常任委員会
26日(火)	本会議(委員長報告・討論・採決)

開会時間

午前9時30分から「ただし、19日(火)のみ午前11時から」

12月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

清須市税条例の一部改正など11議案を可決

12月議会定例会は、12月3日～21日の19日間の会期で開かれました。初日に市長提出議案の上程・説明があり、11日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

市長提出案件のうち、専決処分された事件(平成24年度一般会計補正予算(第4号))と不動産(土地)の取得については、即日採決し、全員賛成で承認及び可決されました。また、「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願書については、紹介議員から朗読説明がされた後、福祉委員会に付託されました。

最終日には、各常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。

なお、「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願書については、最終日に議員発議の意見書として追加提案され、採決の結果、全員賛成で可決されました。



【可決された主な議案】

◆清須市証人等実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案

本会議において、参考人として出頭した者及び公聴会に参加した者を実費弁償の支給対象者に追加する。

◆清須市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の一部改正に伴い、公的年金等のみの所得者が寡婦(寡夫)控除を受ける場合の申告手続きの簡素化等を行う。

◆清須市金融信用貸付に関する条例の一部を改正する条例案

株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行の合併に伴い、規定を整理する。

◆不動産(土地)の取得について

清洲中学校体育施設整備に係る用地を取得するため、清須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

【その他の可決された議案】

◆尾張土地開発公社定款の変更について ◆平成24年度清須市一般会計補正予算(第5号)案 ◆平成24年度清須市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案 ◆平成24年度清須市介護保険特別会計補正予算(第2号)案 ◆平成24年度清須市下水道事業特別会計補正予算(第2号)案 ◆平成24年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案 ◆愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書(案)

【専決処分した事件】

◆平成24年度清須市一般会計補正予算(第4号)の承認について

選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した。

2013年版
「清須市暮らしの便利帳」を発行



◆生活に役立つ情報を掲載

市役所での手続きや税金、保険、福祉、教育、公共施設等の行政情報及び観光、名所、イベント、特産品等の地域情報など、市民の皆様のご生活に役立つ情報を冊子にした「清須市暮らしの便利帳」を、官民協働事業により2月に発行いたします。

2月下旬から市内全戸へ、1か月以内にお配りする予定です。

◆事業者や団体の皆様にご協力をいただきました

「清須市暮らしの便利帳」は、市が行政情報を提供し、民間の協働発行事業者である㈱サイネックスが、編集・印刷・製本・配布などの業務を担当しました。

発行にあたり、地域の事業者や団体の皆様から広告掲載という形でご協力をいただき、有り難うございました。厚くお礼申し上げます。

問合せ 人事秘書課(本庁舎)

知られざる清須

～朝日遺跡への招待～



第2話 貝殻山貝塚

貝殻山貝塚は、清須市朝日貝塚にあります。この場所は、「貝殻山」と呼ばれる小山を中心に、貝殻が出土するところとして古くから知られていました。昭和初期から昭和40年代にかけて、たびたび発掘調査が行われ、尾張地域に稲作農耕が伝わった弥生時代初期の遺跡であることが知られるようになりました。現在、貝塚周辺の約1万平方メートルは、国の史跡に指定され、貝殻山も史跡地内に保存されています。

貝殻山貝塚をはじめ朝日遺跡の貝塚では、ハマグリ、カキなどの貝殻がたくさん出土しています。遺跡を訪れた人から、「こんなに海から離れたところで、どうして貝殻が出土するのですか。」と尋ねられることがあります。確かに現在の地図をみると、朝日遺跡から海岸線まで15キロメートルほど離れているので、海との関わりは想像しにくいかもしれません。

しかし、弥生時代の頃は、濃尾平野の海岸線は今よりも北にあり、朝日遺跡の近くには広大な干潟が広がっていたようです。発掘調査では、シカの骨や角で作られたヤスや釣り針、石で作られた網のおもりなど、漁具がたくさん出土しています。また、アジ、イワシ、クロダイ、サバといった魚の骨も見つかっています。

朝日遺跡の人々は、豊かな海の恵みを巧みに利用して暮らしていたようです。



史跡貝殻山貝塚



出土した貝殻

国民健康保険からのお知らせ

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

同一世帯内の国保加入者の方で**お一人でも未申告の方がいる場合は、高額療養費の自己負担限度額が、上位所得者(70歳以上75歳未満の方は現役並み所得者)として判定されます。**

つきましては、次の方は住民税の申告をする必要がありますので、申告会場などで手続きを済ませてください。

国民健康保険の加入者で

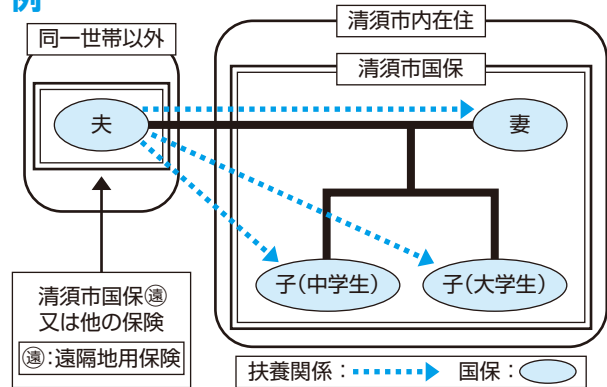
- ・所得のない方
- ・同一世帯以外に在住されている方に扶養されている方(図参照)
- ・遺族年金、障害年金のみ受給されている方で、どなたにも扶養されていない方

ただし、所得税の確定申告・住民税の申告・給与所得・老齢年金受給・年末調整で、扶養者(扶養している方)と同一世帯の被扶養者(扶養されている方)の申告は不要です。

下の図のような家族構成の場合

- 夫(同一世帯以外)：他市町在住で、妻と子を扶養している
- 妻：夫の被扶養者・・・(申告が必要となります)
 - 子(大学生)：夫の被扶養者・・・(申告が必要となります)
 - 子(中学生)：夫の被扶養者・・・(申告不要)

例



先着順による市有財産売払いのご案内

■問合せ 財政課(本庁舎)

市では、次の市有地を先着順で売払います。

物件番号	所在地	現況地目	登記地目	登記面積(m ²)	売払価格(円)	申込受付
①	清須市春日西4番1	宅地	畑	298	20,000,000	受付中
②	清須市朝日愛宕210番、211番	宅地	雑種地	572	34,160,000	2/12(火)受付開始

申込場所・受付時間

申込場所 財政課(本庁舎)

受付時間 午前9時～午後5時

(正午～午後1時、土・日曜日、祝日は除きます。)

※先着順で売払いますので、買受人が決定次第締め切ります。

※法定の「契約を締結する能力を有しない者や破産者で復権を得ない者」等、一部申込みのできない場合があります。詳しくは財政課(本庁舎)までお問合せください。



物件番号①



物件番号②

契約保証金

契約時には、契約保証金(売払価格の1割以上)が必要です。

申込書の配布

申込書及び案内書は、財政課(本庁舎)で配布します。また、市ホームページからも取得できます。

平成23年度決算に基づく清須市の 連結財務諸表の概要をお知らせします

目 的

市だけではなく、行政サービスを提供している関係団体も含めた資産・負債の状況、行政サービスに要したコスト、資金収支の状況などを明らかにするため、市の全会計に加えて、清須市が加入している一部事務組合、出資を行っている尾張土地開発公社・(福)清須市社会福祉協議会などを連結した財務諸表を作成しました。

連結対象

○清須市の会計

普通会計、水道事業会計、下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

○市の行政サービスを提供する関係団体

西春日井広域事務組合、五条広域事務組合、尾張農業共済事務組合、尾張市町交通災害共済組合、愛知県後期高齢者医療広域連合、尾張土地開発公社、(福)清須市社会福祉協議会

※金額は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

※普通会計(一般会計)に基づく財務諸表など、詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

● 連結貸借対照表 ●

[平成24年3月31日現在]

借 方		貸 方	
【資産の部】 将来に引き継ぐ財産		【負債の部】 これから負担する分	
道路・公園など	1. 公共資産 903億 円	1. 固定負債 310億7千万円	翌々年度以降に返済する地方債など
小中学校、社会教育施設など	●(1)生活インフラ・国土保全 422億 円	2. 流動負債 21億8千万円	
保育園・福祉センターなど	●(2)教育 210億 円	負債合計 332億6千万円	翌年度に返済する地方債など
環境衛生や産業振興など	●(3)福祉 60億8千万円		
特定の目的のための基金など	●(4)その他の資産 208億 円		
財政調整基金など	●(5)売却可能資産 2億2千万円	【純資産の部】 これまでの世代で負担した分	
	●2. 投資等 40億8千万円	純資産合計 656億7千万円	
	●3. 流動資産 45億5千万円		
	うち資金 41億2千万円		
	資産合計 989億3千万円	負債・純資産合計 989億3千万円	

連結貸借対照表は、行政サービス提供のための資産をどのくらい有しており、それに対する地方債等の将来世代の負担となる債務がどのくらいあるかなどの、清須市がどれほどの資産や債務を有しているかを表しています。

公共資産は、平成22年度末の公共資産残高に平成23年度中に取得した資産を加え、平成23年度中の減価償却分を減じて算出しています。資産の用途としては、道路・公園などの生活インフラ・国土保全が最も多く、次いで学校・社会教育施設などの教育関係が多くなっています。

資産合計(将来に引き継ぐ財産)989億3千万円から、負債合計(これから負担する債務)332億6千万円を引いた純資産合計(これまでの世代による負担額)は656億7千万円となっています。

● 連結行政コスト計算書 ●

〔自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日〕

〔経常行政コスト〕

人にかかるコスト	45億8千万円
物にかかるコスト	84億3千万円
移転支出的なコスト	198億3千万円
その他のコスト	9億 円
経常行政コスト合計(a)	337億4千万円

〔経常収益〕

経常収益合計(b)	70億3千万円
-----------	---------

(差引)純経常行政コスト(a)-(b) 267億1千万円

連結行政コスト計算書は、市などが行政サービス提供のために要した経費と、その財源となる使用料・手数料等の収入を表しています。

「移転支出的なコスト」が大きくなっているのは、国民健康保険事業や介護保険事業などの額が大きいためです。

経常収益には、使用料・手数料や国民健康保険税など、主に受益者負担による収入が計上されています。

経常行政コスト(a)から経常収益(b)を引いた純経常行政コストは267億1千万円となっており、経常行政コストの多くが、税金などの受益者負担以外の収入で賄われていることがわかります。

● 連結純資産変動計算書 ●

〔自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日〕

	純資産合計
期首純資産残高	659億7千万円
純経常行政コスト	△267億1千万円
一般財源	152億4千万円
補助金等受入	111億3千万円
臨時損益	0千万円
資産評価替えによる変動額	△1千万円
その他	4千万円
期末純資産残高	656億7千万円

連結純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産(資産から負債を差し引いた額)が、1年間でどのように増減したかを表しています。

純経常行政コストが267億1千万円かかったことで純資産が減った一方、地方税などの一般財源収入が152億4千万円、補助金等の受入が111億3千万円となっており、平成22年度末に659億7千万円だった純資産残高は、平成23年度末には656億7千万円となっています。

● 連結資金収支計算書 ●

〔自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日〕

〔経常的収支の部〕

経常的な行政サービスの収支の状況です。

支出合計	294億6千万円
収入合計	332億8千万円
経常的収支額①	38億2千万円

〔公共資産整備収支の部〕

公共施設等の整備の収支の状況です。

支出合計	40億4千万円
収入合計	29億5千万円
公共資産整備収支額②	△10億8千万円

〔投資・財務的収支の部〕

基金の積み立てや借金の返済などに係る収支の状況です。

支出合計	35億1千万円
収入合計	2億4千万円
投資・財務的収支額③	△32億7千万円

合計(当年度資金増減額)④(①+②+③) △5億3千万円

前年度末資金残高⑤ 22億5千万円

今年度末資金残高⑥(④+⑤) 17億2千万円

連結資金収支計算書は、1年間の行政サービス提供にどれだけお金が入り、どれだけ使ったかを表しています。

お金の流れを活動区分別(経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支)に表すことで、それぞれの活動における現金の獲得・使用の状況を明確にしています。

経常的な行政サービスの収支状況を示す「経常的収支の部」における収支額は38億2千万円(①)、公共施設等の整備の収支状況を示す「公共資産整備収支の部」における収支額は△10億8千万円(②)、基金の積み立てや借金の返済などに係る収支状況を示す「投資・財務的収支の部」における収支額は△32億7千万円(③)となっており、1年間で資金は5億3千万円(④)減少しています。

その結果、平成22年度末の資金残高(⑤)が22億5千万円だったことに対し、平成23年度末の資金残高(⑥)は17億2千万円となっています。

※連結貸借対照表の「資金」には、普通会計の「財政調整基金」及び「減債基金」が含まれますが、「資金」からこれらを除いた金額が、連結資金収支計算書の「期末資金残高」と一致します。

■ 問合せ 財政課(本庁舎)

ごみの減量にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市内で排出される可燃ごみの量が増えています。「4つのごみ減量運動(4R)」の実行に加え、可燃ごみに少し手間をかけていただくと、ごみの減量をすることができます。

○生ごみは水切りをしましょう

生ごみの約80%は水分です。水切りを行うことによって、約10%の重量を減らすことができます。

○可燃ごみの中の紙類の多くは資源に

可燃ごみとして出されているものの中に、新聞、雑紙などがありますが、こうしたものを資源として排出すればごみの量を減らすことができます。

ごみの減量について、ご理解とご協力をお願いします。



ごみ袋に対する警告シールについて

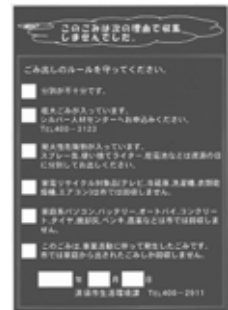
■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源、粗大ごみに分別して出していただくよう市民の皆様をお願いしています。

中には分別が不十分なごみ袋や、粗大ごみとして区分されているものが不燃ごみに出されているのを見かけます。ごみはきちんと分別されれば、資源として再利用できるものもあります。また、可燃ごみの中に金属性のものなどが混入していると、焼却炉の故障につながります。

そのため、市では分別が不十分なごみ袋などは警告シールを貼り、回収を行いません。警告シールが貼られたごみは、「清須市資源とごみのガイドブック」を参考に分別し、改めて指定日にごみを出してください。

これからもごみ分別にご理解をいただき、ごみ削減にご協力をお願いします。



野焼きは禁止されています

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

野焼きは一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。ごみを焼却できるのは、燃焼方法などの一定基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘っての焼却は、違法な野焼きになります。

家庭から出るごみは燃やさずに、市の分別収集に出しましょう。回収できないごみ、事業所から出るごみについては、処理業者で処分をするなど適正に処理してください。

例外として認められている焼却として、次のものがあります。(消防署に届出が必要)

- ・風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

例外であっても時間帯や風向き、近隣の生活環境に配慮し、迷惑がかからないように十分注意して、必要最低限にとどめましょう。



★ 今月のエコチャレンジ

『暖房は 一枚はおって 一度下げ』

- 暖房は、家庭から出るCO₂の約15%を占めます。
- 暖房の設定温度を1℃下げると、6畳間でひと冬あたり、約19kgのCO₂削減が可能です。(電気代は約1,200円の節約)
- 厚手のカーテン、敷物で防寒し、暖房を毎日1時間減らせれば、ひと冬あたり約14kgのCO₂削減が可能です。(電気代は約900円の節約)

【出典:エコチャレ手帳2013(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)



「防災講演会」開催

平成24年8月29日に、南海トラフ巨大地震モデル検討会が発表した想定では、マグニチュード9の地震が発生し、清須市では最大で震度6強の揺れが生ずるとされています。

その地震のメカニズムなどを理解するとともに、日頃の備えなどに役立てるため、「防災講演会」を開催します。

講師には、内閣府南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する検討部会の座長など、国機関の要職委員を務め、また、清須市防災会議の専門委員でもあります、名古屋大学大学院 環境学研究所 教授 山岡 耕春(こうしゅん)氏(写真)をお招きします。



と き 2月23日(土)

午前10時から

と ころ 清洲市民センターホール

演 題 「南海トラフ巨大地震と清須市の防災」

※申込みは不要です。

問 合 せ 防災行政課(本庁舎)

愛知県清洲貝殻山貝塚資料館からのお知らせ

●国重要文化財指定記念展 「朝日遺跡、よみがえる弥生の技」

この度、国の文化審議会の答申を受け、朝日遺跡の主要な遺物2,028点が国の重要文化財に指定されました。愛知県清洲貝殻山貝塚資料館では、重要文化財指定を記念して、次のとおり展覧会を開催します。

と き 3月20日(祝)～5月19日(日)

と ころ 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館
〒452-0932 清須市朝日貝塚1番地
電話 052-409-1467

開館時間 午前9時30分～午後4時

休 館 日 毎週月・火曜日

【ただし4月29日(祝)、5月6日(振休)は開館】

※記念展開催中は、通常の開館日を変更します。

観 覧 料 無料

主 催 愛知県教育委員会、清須市、清須市教育委員会、
公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター



「パレススタイル土器」

<臨時休館のお知らせ>

上記の記念展開催準備のため、次の期間中資料館を休館します。

期 間 2月24日(日)～3月19日(火)

清須市立図書館 歴史資料展示室からのお知らせ

●記念展関連事業 サテライト展示「朝日遺跡のはじまり」

朝日遺跡の発掘調査の原点ともいえる貝殻山貝塚の調査資料を中心に、朝日遺跡の姿を紹介します。

と き 2月9日(土)～5月19日(日)

と ころ 清須市立図書館1階 歴史資料展示室

開館時間 午前10時～午後7時

休 館 日 月曜日(休日の場合は次の平日)及び館内整理日(2月28日(木)、3月29日(金)、4月30日(火))

観 覧 料 無料

問 合 せ 生涯学習課(清洲市民センター) 電話 052-409-6471

清洲城武将隊「桜華組」ファイナルイベント “清洲城戦国サミット”開催

昨年の7月に結成され、市内外で清須市の観光PRを行ってきた清洲城武将隊「桜華組」(写真)のファイナルイベント“清洲城戦国サミット”を開催します。

各地の武将隊も参加を予定しています。皆様ぜひ「桜華組」のステージをご覧ください。

と き 2月3日(日) 午後1時開演(午後0時30分開場)

と ころ 清洲市民センター ホール

※当日の午前中は、各武将隊が清洲城で来場者をおもてなしします。

出 演 清洲城武将隊「桜華組」、長久手歴史トラベラーズ、グレート家康公「葵」武将隊、あいち戦国姫隊、風林火山 甲斐の虎武将隊 ほか

入場料 無料



■問合せ 産業課(本庁舎)

El rincón de Eli

エル リン コ ン テ エ リ

「豊化」

オラ ア トドス エスタイス ビエン

¡Hola a todos! ¿Estáis bien? (皆さん、こんにちは!元氣ですか?)私は日本に住みはじめて、もうすぐ4年半になります。日本にはスペインに無い習慣がたくさんあって、慣れないこともありますが、今回は私の「豊化」したところを紹介したいと思います。

皆さんは、この「豊化」という言葉を聞いたことがありますか?私がこの言葉を初めて耳にしたのは、「日本人の知らない日本語」という本を読んだ時です。この言葉はフランス語の「tatamiser」が由来で、「外国人が日本化すること」という意味だそうです。

私が初めて「豊化」したなあと感じたのは、家に帰り、玄関で「ただいま!」を何気なく言ってしまった時です。スペイン語に「ただいま」と同じ意味の言葉はありません。しかも面白いことに、私は一人暮らしです。しかし、「ただいま!」と口に出すと「一日お疲れ様、やっとゆっくりできる!」と思うと同時に、「明日も頑張ろう!」と元気が出てくるのです。

また、部屋に上がる前に、必ず靴を脱ぎます。当たり前だと思われる方が多いかもしれませんが、スペインでは土足で家に入ります。子どものころに素足でいるのが大好きで、お母さんによく叱られた私は、この習慣にすぐなじむことが出来ました。実は、クリスマスに帰国して私がトイレに入った時に、お母さんから「あら、エリのスリッパはいったいどうしてトイレのドアの前においてあるの?」と言われたこともあります。

日本に住むと日本の習慣だけでなく、子どものころから当たり前だったスペインの習慣も、新しい目で見られるようになりました。日本とスペインの良いところを取り入れながら生活する毎日はとても楽しいです。

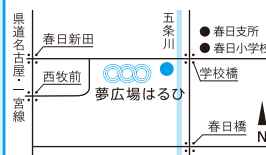
国際交流員

エリのコーナー ③⑧



夢広場はるひ

所在地：〒452-0961 清須市春日夢の森1番地
 電話：【図書館】052-400-1044
 【美術館】052-401-3881
 開館時間：午前10時～午後7時(美術館のみ入館は午後6時30分まで)
 休館日：【図書館】2/4(月)・12(火)・18(月)・25(月)・28(木)
 【美術館】2/4(月)・12(火)・16(土)～19(火)・25(月)



清須市立図書館2月の行事予定

2階
一般企画展示

生きる力になる本

落ち込んだとき、うまくいかないとき、体の調子が悪いとき、ある本が寄り添ってくれる、そんな経験はありませんか？読むと元気になる本・癒される本など、生きる力に繋げるための本を集めました。
 ※この企画は3月も引き続き行います。

映像資料上映会

タイトル「ブリジット・ジョーンズの日記」
【とき】 2月24日(日) 午後2時～
【ところ】 研修室 **【定員】** 50名
【参加費】 無料
 ※事前申込みは不要ですが、混雑が予想される場合は、入室を制限することがあります。

1階
児童企画展示

節分・豆まき

鬼が出てくる絵本・節分にまつわる風習をご紹介します。古くから伝わる日本の行事を深く知り、「鬼は外、福は内」で残りの冬も元気に過ごしましょう。

原画展

「怪談えほんシリーズ」原画展
 原画が使われた絵本もご用意しています。すこし怖いけど、絵本もぜひ読んでみてください。
【ところ】 1階ギャラリー

プキ企画

冬の過ごし方

雪遊びなど、冬ならではの遊びを紹介

バレンタイン

バレンタインの由来・お菓子作りの特集

インターネット予約について

1月16日(水)から、インターネット予約を開始しました。詳しくはHP (<http://www.library-kiyosu.jp/>) をご覧ください。

清須市はるひ美術館2月の行事予定



曲面絵画

ブライアン・ウィリアムズ展

—眼はこのように風景を見ている—

2月15日(金)まで開催中!

来日40年のアメリカ人画家が曲面に描く風景。リアルな遠近感をお楽しみいただけます。五条川沿いを描いた新作も展示中!

■観覧料

一般：500円 中学生以下：無料
 20名以上の団体：450円
 ※各種障害者手帳提示者及び付添い人1名は無料

■市民割 400円

「広報清須12月号」に掲載の市民割券を切り取ってお持ちください。特別料金でご覧いただけます。

アーティストトーク

作家本人が作品解説します。
 2月9日(土)・10日(日)
 各日午後2時～ 30分程度 予約不要



《とんびの目》2007

その他の展覧会スケジュール ※開館時間についてはお問合せください

	展示室1	展示室2
2/20(水)～24(日)	清須市・ヘレス市子ども絵画交換事業 「子ども絵画展」	
2/26(火)～3/3(日)	★清須市文化協会 押絵の会	★清須市文化協会 第8回水彩画クラブ作品展

★印は貸ギャラリー展示

館長アートトーク

尾形光琳と華麗なる琳派
日本人の感性の源となる草花

と き：2月23日(土)
午後4時～5時

参加費：無料(前日までに電話又はFAXで要予約)

申込：電話 052-401-3881
FAX 052-408-2791

※予定していた1月と2月のテーマを入れ替えます。ご了承ください。

夢広場はるひは、中日新聞・TRC・名古屋三越グループ共同事業体が指定管理者として管理運営を行っています。